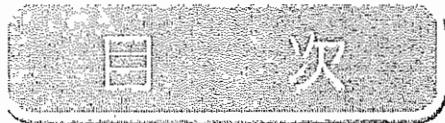


別冊

第2次三重県動物愛護管理推進計画

平成26年3月

三重県



第1章 基本的な考え方

1

1 計画の性格・位置付け	1
2 計画期間	1
3 基本理念と10年後のめざす姿	2
4 計画の方針	3
5 取組項目	3

第2章 三重県の現状

～三重県動物愛護管理推進計画（平成20～24年度）の成果と課題～ 5

第3章 目標と具体的な取組内容（平成26～30年度）

16

1 計画の目標	16
2 具体的な取組内容	17
(1) 動物愛護管理の普及啓発	17
(2) 適正飼養の推進	19
(3) 動物による危害や迷惑問題の防止	22
(4) 所有者明示の推進	25
(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成	27
(6) 動物取扱業の適正化	29
(7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進	31
(8) 災害時対策	33

第4章 推進体制の整備等

36

1 推進体制の整備	36
2 取組の進捗管理	37

参考資料

38

1 用語の説明	38
2 統計資料	44

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末に説明を掲載しています。

第1章 基本的な考え方

1 計画の性格・位置付け

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理（以下「動物愛護管理*」といいます。）に関する基本理念や10年後のめざす姿を示すとともに、その実現のために必要な、県民、関係団体、行政などさまざまな主体の取組を定めるものです。

2 計画期間

おおむね10年先を見据えたうえで、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

■さまざまな主体とは

(1) 県民

以下の主体を除く、全ての県民をいいます。

(2) 動物愛護推進員*

動物愛護管理法に基づき知事等が委嘱した県民で、行政と協力して地域での動物愛護と適正飼養*の普及啓発等を行います。

(3) 動物取扱業者*

動物愛護管理法に定められたペットショップ、繁殖業、動物園など、業として動物を取り扱う者をいいます。

(4) 関係団体

公益社団法人三重県獣医師会（以下「獣医師会」といいます。）、公益財団法人三重県動物愛護管理センター*（以下「(公財) 動物愛護管理センター」といいます。）、動物愛護団体など、動物愛護管理に関わりの深い団体をいいます。

(5) 関係機関

学校などの教育機関や動物実験を行う研究機関などをいいます。

(6) 行政

県、四日市市（保健所政令市*）及びその他の市町をいいます。

3 基本理念と10年後のめざす姿

本県では、平成20年3月に「三重県動物愛護管理推進計画」を策定し、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざして、動物愛護管理に関する様々な取組を行ってきました。

本計画では、平成24年に改正された動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、改めて「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念とし、その実現に向けて、県民一人ひとりが動物を愛護する心を育み、動物を適正に管理できるよう取り組みます。

10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物が人の生命等を侵害することのないよう適正に管理する意識が高揚しています。
- 動物の飼い主が十分な知識と責任をもって、適正飼養、終生飼養を行うとともに、動物取扱業者等が動物を適正に取り扱っています。
- 県民、関係団体、行政などさまざまな主体が、地域において動物に起因する問題の解決や災害時対策などに取り組んでいます。

4 計画の方針

(1) 長期的視点からの取組

動物愛護管理に関する問題は、県民のライフスタイルや価値観のあり方に深く関わるものであり、取組の効果や結果がすぐには現れないものが多いことから、長期的視点で動物愛護管理の推進に取り組みます。

(2) 県民等との「協創」

県民、関係団体、行政などさまざまな主体が連携し、それぞれの役割を果たすことで、本計画のめざす姿の実現に向けて取り組みます。

(3) 取組の推進体制の整備

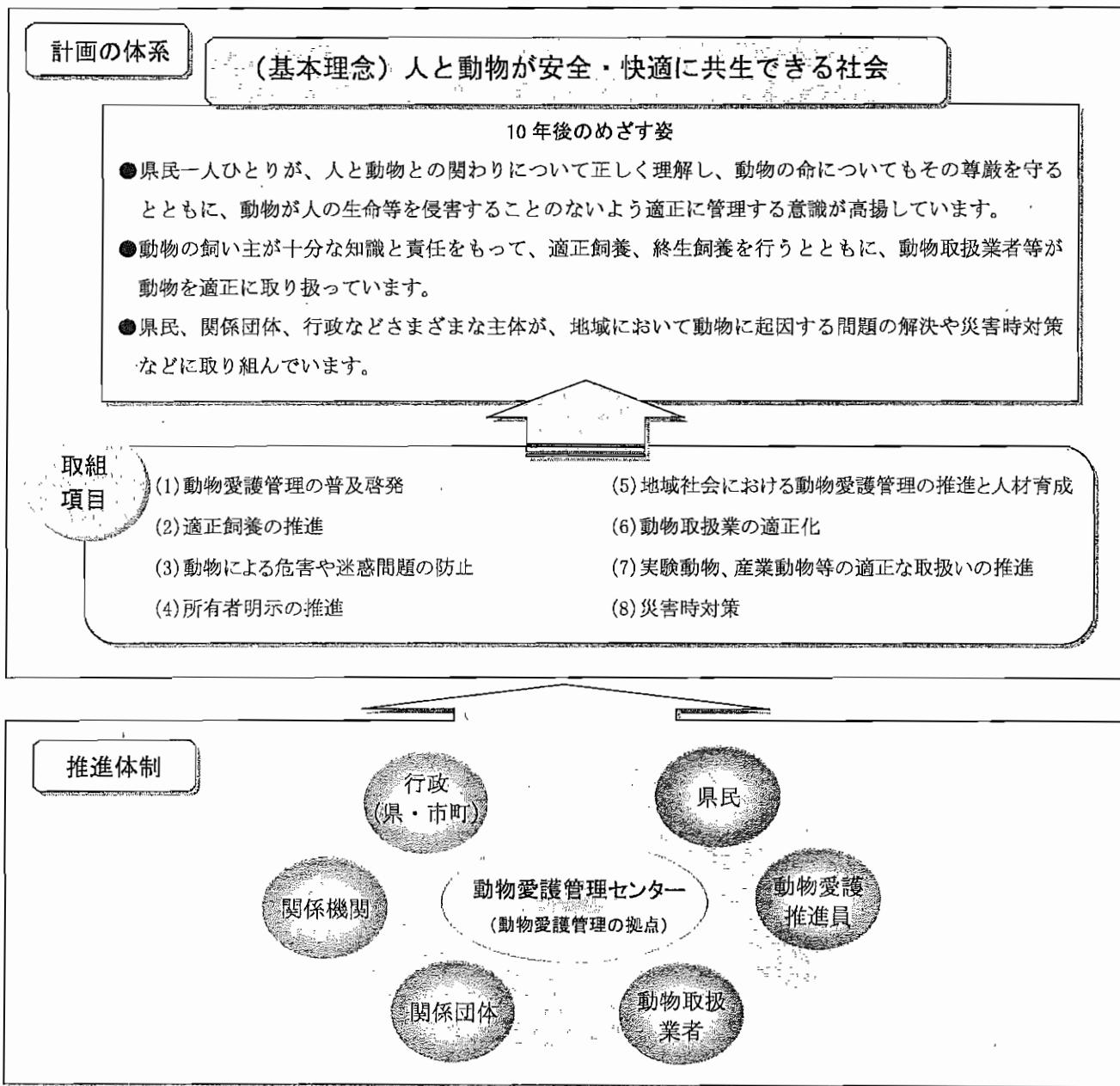
さまざまな主体による取組を支えるため、動物愛護管理に関するセンター機能の充実等を図り、センターを拠点としたネットワーク構築と人材育成に取り組みます。

5 取組項目

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成25年環境省告示第80号)の改正内容を踏まえ、次の8項目の取組をすすめます。

- (1) 動物愛護管理の普及啓発
- (2) 適正飼養の推進
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有者明示の推進
- (5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成
- (6) 動物取扱業の適正化
- (7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策

●計画の体系と推進体制



第2章 三重県の現状

～三重県動物愛護管理推進計画(平成20～24年度)の成果と課題～

三重県動物愛護管理推進計画（平成20～24年度）では、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、次の体系でさまざまな事業に取り組みました。

その成果と残された課題を示し、動物愛護管理に関する三重県の現状を明らかにします。

<体系（基本方策と推進体制）>

I 基本方策

- 1 動物を愛護する心の啓発
- 2 動物の健康と人の安全の確保
- 3 地域社会における動物愛護管理の推進

II 基本方策を推進する体制の整備

●取組の成果と課題

I 基本方策

1 動物を愛護する心の啓発

ア 目標の達成状況

次世代を担う子どもたちを対象に動物を愛護する心の啓発に取り組むことが重要であることから、動物愛護週間*行事として実施している動物愛護に関する絵・ポスターの募集に参加する小学校の割合を目標に設定しました。

目標の95%には達しませんでしたが、平成19年度に85.3%であった参加小学校割合は、89.3%に増加しました。

目標項目		H20	H21	H22	H23	H24	
動物愛護に関する 絵・ポスターの応 募小学校割合	目標値	85.3%	(H19 実績)	→			95%
	実績値	88.6%	86.0%	88.8%	87.7%	89.3%	

イ 取組概要

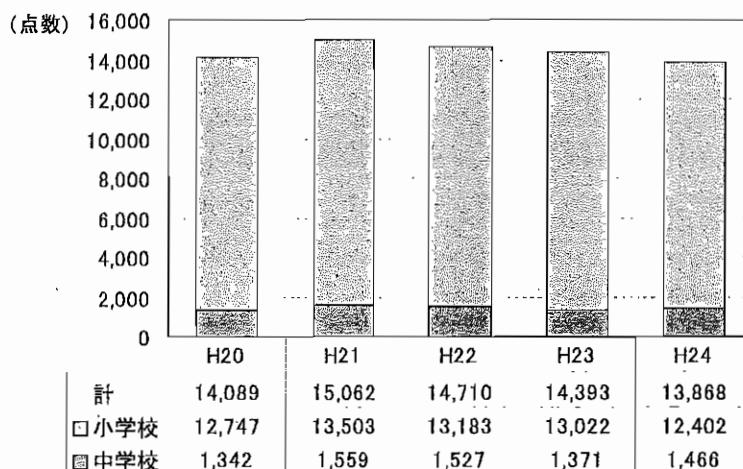
① 動物愛護に関する絵・ポスターの募集

動物愛護への关心と理解を深めるため、関係団体と協力して小中学生から動物愛護に関する絵・ポスターを募集し、毎年、13,000点を超える

応募がありました。

応募作品の中から優秀な作品を表彰するとともに、入賞作品を県内のショッピングセンター等で巡回展示しました。

●動物愛護に関する絵・ポスター応募点数



② 小学校等における動物愛護教室と犬との接し方教室の開催

子どもたちが動物愛護について学ぶ機会を充実するため、犬・猫の処分の現状について知ることや人とうさぎの心音を聞き比べることなどを通して命の大切さを学ぶ「動物愛護教室」と、犬との正しい接し方や対処方法を学ぶ「犬との接し方教室」を小学校等を訪問して開催しました。

年度		H20	H21	H22	H23	H24
動物愛護教室	回数	—	9	5	7	7
	人数（名）	—	362	172	149	1,048
犬との接し方 教室	回数	25	48	38	44	29
	人数（名）	1,061	2,333	2,039	2,223	1,423
計	回数	25	57	43	51	36
	人数（名）	1,061	2,695	2,211	2,372	2,471

③ と畜検査工程等の見学

県民の皆さんに対して生命尊重や食育について学ぶ機会を提供するため、と畜場*や食肉衛生検査所の見学会を開催しました。

見学者は、消費者団体、調理従事者、小学校から大学等の教育機関など多岐にわたりました。

年度	H20	H21	H22	H23	H24
回数	34	40	37	24	32
人数（名）	728	595	507	454	475

ウ 取組の成果と残された課題

- ・ 動物愛護に関する絵・ポスターの募集や小学校等での動物愛護教室等の開催を通して、子どもたちに動物愛護の普及啓発を行ってきましたが、今後もこれらの活動を継続するとともに、より多くの県民の皆さんのが動物愛護管理について理解していただくよう動物愛護推進員、関係団体及び関係機関と連携して取り組む必要があります。
- ・ これまで実施してきた動物愛護に関する絵・ポスターの応募数や動物愛護教室等の参加者数が増加していないことから、より効果的な普及啓発方法等について検討する必要があります。

2 動物の健康と人の安全の確保

ア 目標の達成状況

① 犬・猫の引取り数

犬・猫の殺処分数を減少させるためには、保健所での犬・猫の引取り*を減らす必要があることから、犬・猫の引取り数を目標に設定しました。

平成 24 年度の犬・猫の引取り数は 3,249 頭・匹となり、目標（3,461 頭・匹）を達成しました。

目標項目		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	
犬・猫の引取数	目標値	4,277 (H19 実績)		→		3,461	
	実績値	4,022	3,505	3,799	3,373	3,249	
平成 24 年度 目標値の考え方		犬・飼い猫の引取り数を 5 年間で 25% 減らし、所有者不明の猫の引取り数を 10% 減らすことを目指として設定しました。					

② 所有者明示率

保健所に収容された犬・猫を飼い主の元へ戻すためには、所有者明示*が最も有効な手段となるため、所有者明示率を目標に設定しました。

平成 24 年度の所有者明示率は 19.9% となり、目標（17%）を達成しました。

目標項目		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	
犬の所有者 明示率	目標値	11.3% (H19 実績)		→		17%	
	実績値	10.8%	12.9%	12.8%	15.4%	19.9%	
平成 24 年度 目標値の考え方		犬の所有者明示率を 5 年間で 1.5 倍とすることを目指として設定しました。					

所有者明示率：犬の狂犬病予防集合注射会場において所有者明示されている犬の頭数を調べ、算出しました。

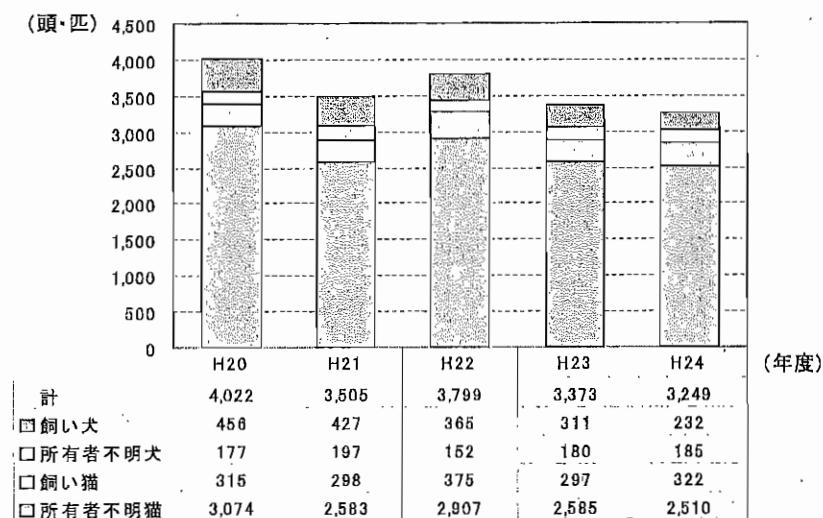
イ 取組概要

① 犬・猫の引取り数を減少させるための取組

保健所に持ち込まれる犬・猫を減少させるため、適正飼養、終生飼養、繁殖制限*等の啓発をホームページや広報誌への掲載、チラシの作成・配布により行いました。また、保健所に犬・猫の引取りを求める飼い主に対し、みだりな繁殖の防止や終生飼養について理解を求めました。

その結果、平成 20 年度に 4,022 頭・匹であった犬・猫の引取り数は、平成 24 年度には 3,249 頭・匹に減少しました。

●犬・猫の引取り数

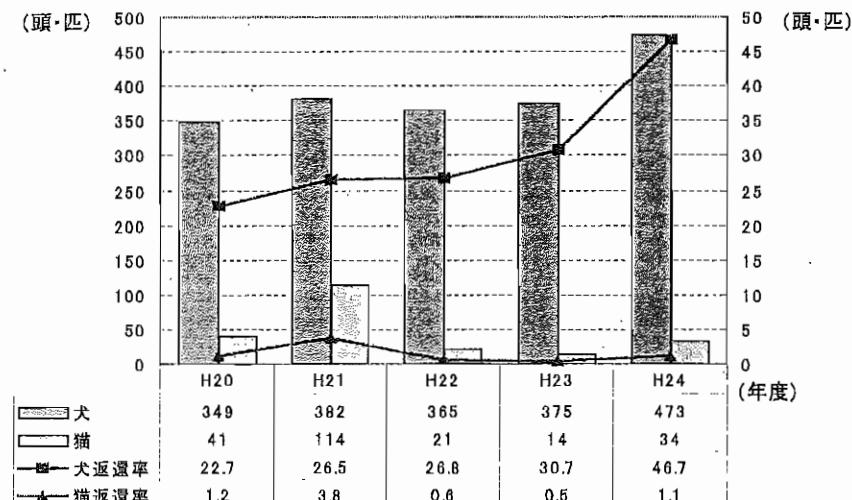


② 返還率向上の取組

犬の返還*率を向上させるため、犬の抑留期間*の延長やホームページを活用した公示*を行いました。

平成 20 年度に 22.7% であった犬の返還率は、平成 24 年度には 46.7% に増加しましたが、猫については横ばい状態です。

●犬・猫の返還数及び返還率

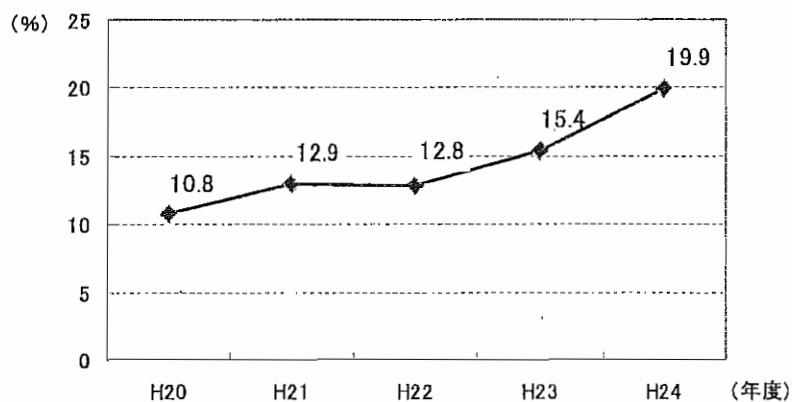


③ 所有者明示率向上の取組

保健所に収容された犬・猫の返還率の向上に有効な所有者明示の啓発をホームページや広報誌への掲載、チラシの作成・配布により行いました。

平成 20 年度に 10.8% であった犬の所有者明示率は、平成 24 年度には 19.9% に増加しました。

●犬の所有者明示率

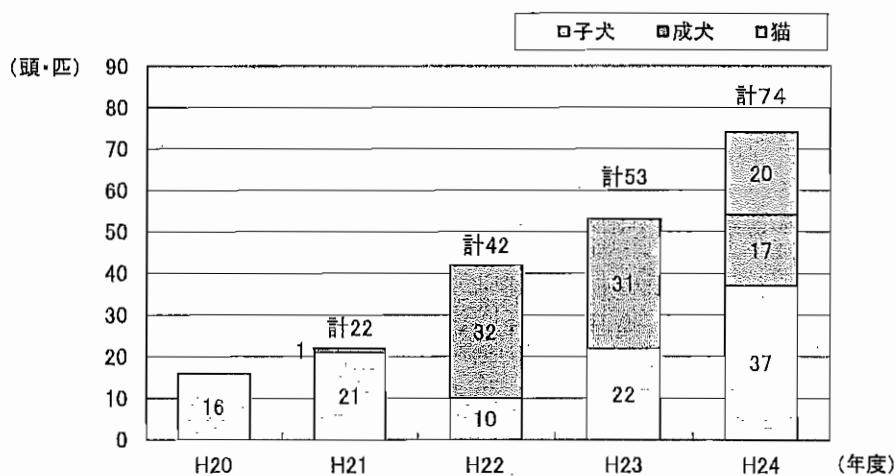


④ 犬・猫の譲渡の取組

保健所に収容された犬の生存の機会を設けることを目的に、昭和 60 年から子犬の譲渡*を行ってきましたが、平成 21 年度から成犬を、平成 23 年度から猫を譲渡対象動物に加えました。譲渡希望者に対しては、適正飼養に関する講習を実施したうえで、譲渡を行いました。

平成 20 年度に 16 頭であった犬の譲渡数は平成 24 年度には 54 頭（子犬 37 頭、成犬 17 頭）となりました。平成 24 年度の猫の譲渡数は 20 囗でした。

●犬・猫の譲渡数

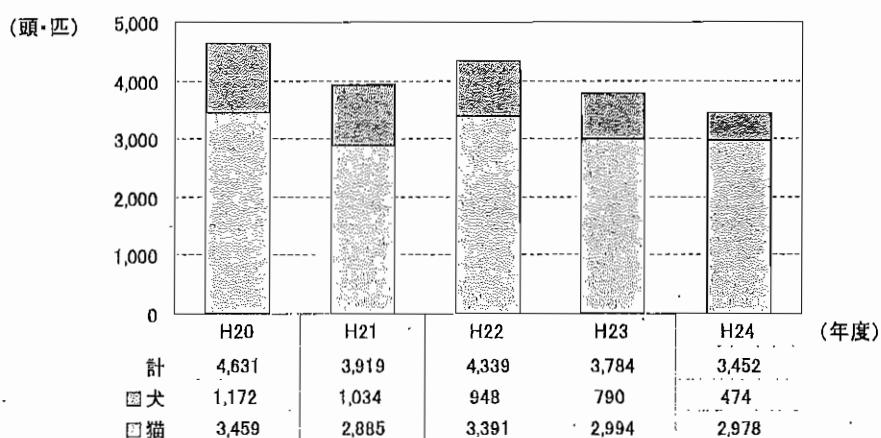


⑤ 犬・猫の殺処分数を減少させるための取組

適正飼養、終生飼養や所有者明示の啓発、飼い主への返還や譲渡などの取組の結果、平成20年度に1,172頭であった犬の殺処分数は、平成24年度には474頭に減少しました。

また、平成20年度に3,459匹であった猫の殺処分数は、平成24年度には2,978匹となりました。

●犬・猫の殺処分数



⑥ 虐待・遺棄防止の取組

愛護動物*の虐待・遺棄*の防止などに関する普及啓発をポスター及びチラシの作成・配布により実施しました。

⑦ 特定動物の適正飼養に関する取組

特定動物*による人への危害を防止するため、特定動物の飼養許可を行うとともに、飼養施設の立入検査等を行いました。

平成22年度に県内の動物取扱業者等による特定動物（大型ヘビ）の無許可飼養事例が発生したことから、動物取扱業者に対し法令遵守を指導するとともに、特定動物の飼い主に対し適正飼養の指導を行いました。

また、特定動物による人への危害事故（平成22年度：2件、平成24年度：1件）の発生を受け、飼い主に対し再発防止の指導を行いました。

年度	H20	H21	H22	H23	H24
飼養施設数	45	36	45	45	56
立入検査件数 (のべ件数)	63	38	54	97	63

⑧ 動物取扱業の適正化に関する取組

ペットショップ、動物園等の動物取扱業者による動物の適正な取扱いを確保するため、動物取扱施設への立入検査等を行いました。

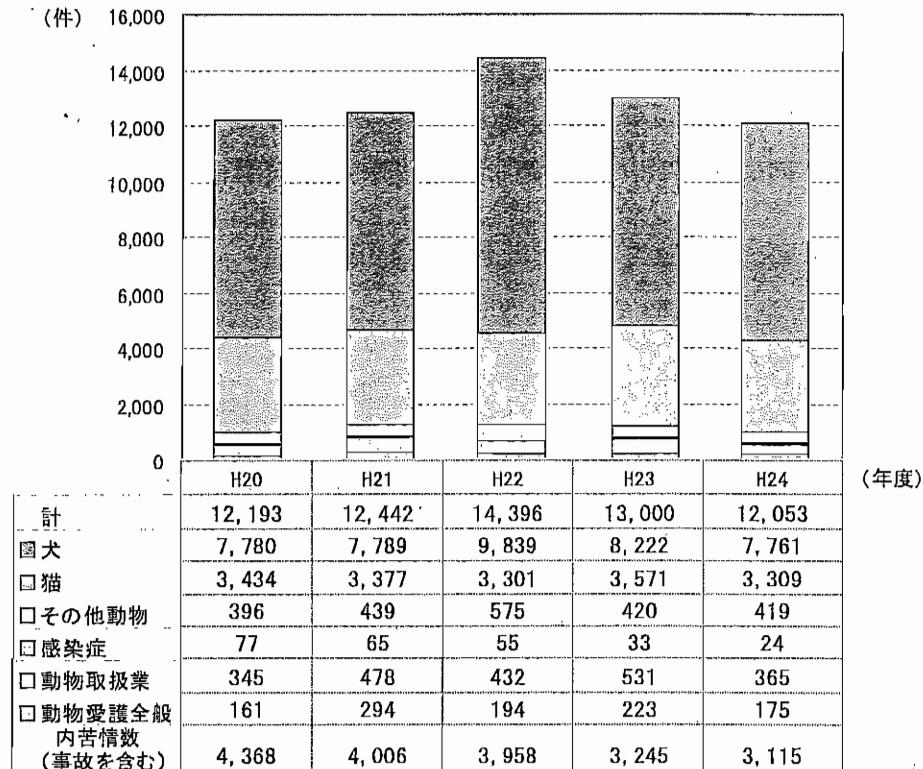
また、動物取扱責任者を対象とした研修を毎年開催し、関係法令や動物の飼養・保管方法などに関する講習を行いました。

年度	H20	H21	H22	H23	H24
施設数	567	599	598	627	632
立入検査施設数	222	204	211	218	212
立入検査率	39.2%	34.1%	35.3%	34.8%	33.5%

⑨ 動物に関する苦情・問い合わせへの対応

けい留*されていない犬の保護や負傷動物*の収容依頼、犬・猫の引取り相談、失踪照会などの問い合わせに対応するとともに、動物の不適正飼養（糞尿の放置、夜間等の鳴き声、放し飼い等）に関する県民からの苦情について、現場確認を行ったうえで飼い主への助言、指導を行いました。

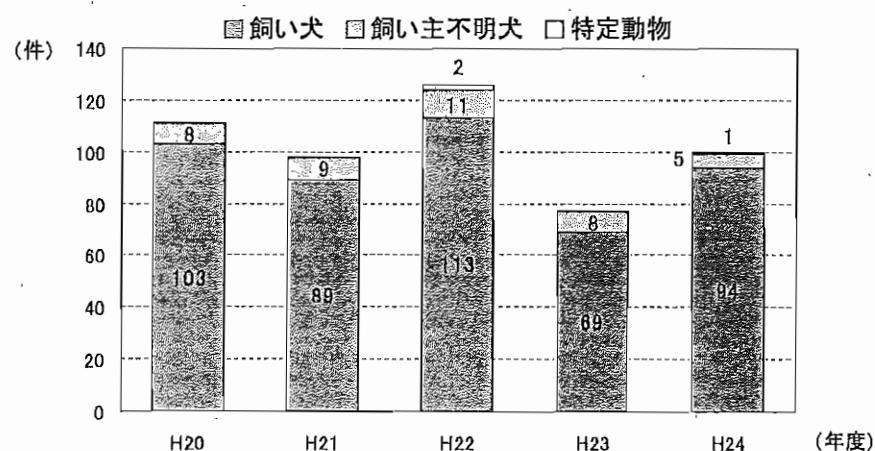
●動物に関する苦情・問い合わせ内容



⑩ 動物による事故への対応

動物による事故の届出を受け、飼い主に対し再発防止のための指導を行いました。事故の内容は、飼い犬による咬傷事故が大半を占めています。

●動物による事故届出件数

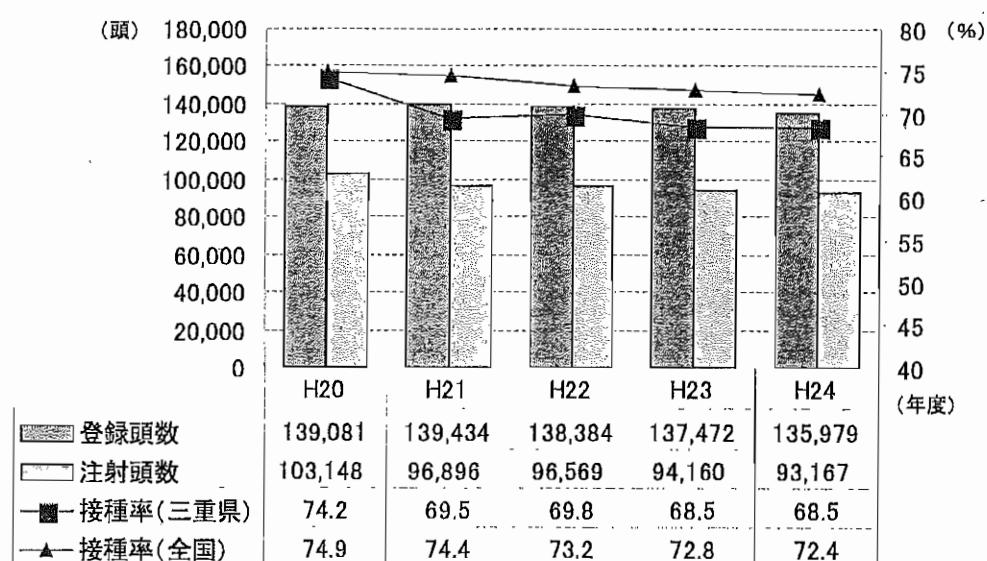


⑪ 狂犬病予防をはじめとした人と動物の共通感染症対策

狂犬病の国内侵入時におけるまん延を防止するために重要な狂犬病予防注射の接種率向上を目的に、狂犬病予防に関する県民への啓発と犬の飼い主への指導を市町や獣医師会と連携して実施しました。

平成 20 年度に 74.2% であった接種率は、平成 24 年度は 68.5% と低下傾向にあり、依然として全国平均を下回っています。

●犬の登録数と狂犬病予防注射接種率



また、動物から人、人から動物に感染する疾病の正しい知識の普及啓発のため、モニタリング・調査研究を実施し、その結果と予防方法をホームページに掲載しました。

⑫ 実験動物、産業動物等の適正飼養の取組

実験動物*や産業動物*等の果たす役割、取扱いの実態について、県のホームページに掲載するとともに、と畜場や食肉衛生検査所の見学会を通じて啓発を行いました。

ウ 取組の成果と残された課題

- ・ 動物の繁殖制限、所有者明示及び愛護動物の虐待・遺棄防止などに関する普及啓発は、行政だけではなく、動物愛護推進員、獣医師会等の関係団体等と連携して行うことで、より効果をあげる必要があります。
- ・ 犬・猫の引取り数は減少しましたが、まだ多くの犬・猫の引取り依頼があることから、県だけでなく、市町、関係団体等と連携して終生飼養などの啓発に取り組む必要があります。
- ・ 犬の所有者明示率については、目標を達成することができましたが、まだ明示率は低い状況であることから、所有者明示の意義や役割等について、さらに啓発をしていく必要があります。
- ・ 犬の放し飼いによる咬傷事故や特定動物の無許可飼養事例があったことから、継続して特定動物飼養施設等の監視・指導を行うとともに、飼い主に対し、動物の飼養に関する法令遵守など適正飼養を徹底していく必要があります。
- ・ 猫の引取り数の減少を図るとともに、飼い主のいない猫による迷惑行為や糞尿被害などの問題を解決するため、飼い主のいない猫を生み出さないための取組について県民や関係団体とともに検討する必要があります。
- ・ 狂犬病予防注射の接種率が低下傾向にあることから、市町や獣医師会と連携して狂犬病予防に関する啓発を行い、接種率を向上させる必要があります。
- ・ 動物の適正飼養を啓発するため、動物愛護管理法にあわせて改正された実験動物、産業動物、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準*について、関係機関等に周知する必要があります。

3 地域社会における動物愛護管理の推進

ア 目標の達成状況

地域での動物愛護管理の推進にあたっては、地域で活躍する動物愛護推進員の養成が必要であるため、動物愛護推進員の委嘱数を目標に設定しました。

平成24年度末の動物愛護推進員の委嘱数は31名であり、目標（30名以上）を達成しました。

目標項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
動物愛護推進員の委嘱数	目標値	0名 (H19実績)			30名以上
	実績値	0名	0名	31名	31名

イ 取組概要

① 人材育成

動物愛護推進員を養成するとともに、動物愛護管理に携わる行政及び（公財）動物愛護管理センター職員の資質向上に取り組みました。

② 災害時対策

県、獣医師会及び（公財）動物愛護管理センターの三者間で「災害時における動物救護に関する協定」を締結し、災害時の協力体制についての取り決めを行いました。

ウ 取組の成果と残された課題

- ・ 動物愛護推進員の委嘱数については目標を達成しましたが、自主的な活動実績が少ないとから、地域における動物愛護推進員の活動がより活発に行われるようさらに支援する必要があります。
- ・ 動物愛護推進員、市町、獣医師会等の関係団体と連携して、連絡網の整備など災害時の動物救護等に関する危機管理体制を整備するとともに、動物の飼い主に対し、災害時の基本的な心構えなどの啓発を行う必要があります。

II 基本方策を推進する体制の整備

ア 取組概要

動物愛護推進員の委嘱及び活動の支援を行うとともに、県の動物愛護管理に関する取組に関して意見を聴取するための組織として、平成20年12月に関係団体、学識経験者、関係行政機関で構成される「三重県動物愛護管理推進協議会*」を設立しました。

イ 取組の成果と残された課題

- ・ 三重県動物愛護管理推進協議会における意見交換や活動をより活発にし、その意見を県の動物愛護管理の取組に反映させる必要があります。
- ・ 県民、動物愛護推進員、関係団体などのさまざまな主体による取組を支え、本計画の基本理念を実現していくためには、動物愛護管理に関するセンター機能の充実等を図り、センターを拠点としたネットワーク構築と人材育成に取り組む必要があります。

第3章 目標と具体的な取組内容（平成26～30年度）

1 計画の目標

本計画の基本理念である「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、県民、関係団体、行政などさまざまな主体が動物愛護管理の取組を進めることで、将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、計画の目標を設定します。

また、この目標を達成するため、取組項目ごとに行動目標を定めます。

目標項目	目標項目の説明	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
犬・猫の殺処分数	保健所が引取り又は保護した犬・猫のうち、返還又は譲渡されることなく、やむを得ず殺処分となる数	3,452 頭・匹	1,726 頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値の半減をめざします。

2 具体的な取組内容

(1) 動物愛護管理の普及啓発

ア めざす方向

さまざまな主体による動物愛護管理に関する普及啓発活動が活発に行われています。

イ 現状と課題

動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、広く県民が動物に関する正しい知識を持ち、動物を適正に管理することが必要です。

これまで、特に将来を担う子どもたちを対象に動物愛護に関する絵・ポスターの募集や動物愛護教室等の開催を通して動物愛護管理の普及啓発を行ってきましたが、より多くの県民の皆さんの理解が深まるよう、今後、獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携し、より効果的な普及啓発等について取り組んでいく必要があります。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
動物愛護教室等の受講者数	2,471人	3,000人	現状値から毎年度100人程度、受講者を増やすことをめざします。

エ 県の取組

① 動物愛護管理に関する情報の提供

各種広報媒体を活用した、より効果的な普及啓発方法について検討し、動物愛護管理に関する情報提供を行います。特に、犬・猫の引取り数・殺処分数の減少のために重要な終生飼養や適切な繁殖制限等について、積極的に広報します。

② 動物愛護教室等の実施

- ・獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携とともに、動物愛護管理に関する学習プログラムについて検討し、動物愛護教室等の取組をより一層充実します。

- ・ 動物の命について学ぶ機会とするため、と畜場で家畜が食肉となる工程などの見学会を開催します。

③ 動物愛護週間行事の充実

- ・ 引き続き、小中学校を対象とした動物愛護に関する絵・ポスター募集を行い、絵やポスターを描くことや県内各所に展示された作品を見ることを通して、動物愛護の意識を高めます。また、小中学校へのアンケート調査等により、より効果的な普及啓発方法について検討し、取り組みます。
- ・ 関係団体や動物愛護推進員と連携し、さまざまな主体との共催による動物愛護週間行事のあり方について検討し、取組を充実します。

才 他の取組主体の役割

① 県民

家族で動物の命や動物との接し方について話し合い、動物にふれあう機会を持つなどして、動物を愛護する心の育成に努めます。

② 動物愛護推進員、関係団体、関係機関、四日市市、市町

県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発、動物愛護週間行事等を実施します。

(2) 適正飼養の推進

ア めざす方向

動物の適正飼養、終生飼養に関する知識が深まるとともに、意識が向上し、動物の引取り数が減少しています。

イ 現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する意識付けが重要であり、行政や関係団体などにより、そのための様々な取組が行われていますが、依然として、動物を購入する際の心構えが不十分なことに起因する飼養放棄、虐待、遺棄等の問題が一部において発生していることを踏まえ、動物愛護管理条例改正により、飼い主の責務として終生飼養や適切な繁殖に係る努力義務が明文化されました。

これまでの適正飼養、終生飼養等に関する普及啓発や飼い主への指導の結果、犬・猫の引取り数は減少しましたが、まだ多くの犬・猫の引取り依頼があることから、法改正の趣旨を踏まえ、将来的に犬・猫の引取り数がゼロになることをめざし、更なる取組が必要です。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
犬・猫の引取り数	3,249 頭・匹	1,625 頭・匹	将来的に引取り数がゼロになることをめざし、5年間で現状値の半減をめざします。

エ 県の取組

① 適正飼養、終生飼養の推進

- 各種広報媒体を活用するとともに、動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止等の適正飼養の啓発を行います。
- 県民に対して幅広く啓発を行うとともに、犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物愛護管理条例の規定について説明し、理解を求めます。

② 返還率向上の取組

保健所に収容された動物について、インターネットを活用した公示の方法や抑留期間の延長について、更に検討を行います。

③ 犬・猫の譲渡の取組

- 新たに犬や猫の飼養を希望する者に対しては、適正飼養の遵守を求めるとともに、譲渡後も必要に応じ、しつけに関する基本的な助言・指導を行います。
- 犬・猫の譲渡については、健康状態や人への攻撃性がないなどの適性を判断したうえで、行います。
- 適宜、現行の譲渡方法を見直し、犬・猫を適正に飼養することができる飼い主に譲渡します。

④ 収容動物の適正管理

- 収容施設の整備や保健所に収容された犬・猫の適正な管理を行います。
- 返還又は譲渡に努めたものの、やむを得ず殺処分しなければならない場合についても、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いて行います。

⑤ 虐待・遺棄の防止

動物愛護推進員、関係団体、四日市市及び市町と連携し、愛護動物の虐待・遺棄に係る罰則等について県民に周知するとともに、警察との連携により、虐待・遺棄の防止を図ります。

オ 他の取組主体の役割

① 県民

動物を飼養する意義やその費用、法令等に関する十分な知識を得るとともに、意識を高めたうえで動物を飼い、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。

② 動物愛護推進員

県に協力し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。

③ 関係団体

県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。

④ 関係機関

動物を飼養する学校などの教育機関は、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。

⑤ 四日市市、市町

県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

ア めざす方向

家庭動物等*の飼い主の適正飼養の意識が高まり、動物による危害発生や迷惑問題が減少しています。

イ 現状と課題

飼い犬・飼い猫等の鳴き声、放し飼いなどの不適正飼養や飼い主のいない猫による迷惑行為に関する苦情・相談が保健所に多く寄せられています。

これらの動物による危害や迷惑問題は、近隣住民の間で感情的対立となることもあるため、地域住民の合意形成を踏まえたルールづくりやその支援が必要です。

また、特定動物の無許可飼養事例や特定動物による人への危害事故が発生していることから、特定動物の飼い主のより厳格な法令遵守が求められます。

さらに、人と動物に共通する感染症の予防も重要であり、その中でも狂犬病については、狂犬病予防法で義務付けられている予防注射接種率が低下傾向にあることから、接種率の向上に向けた更なる取組が必要です。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数	3,115件	2,336件	10年後の動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数半減をめざし、5年間で現状値の25%減をめざします。

エ 県の取組

① 家庭動物等（特定動物を除く）による人への危害と迷惑の防止

- ・ けい留されていない犬を適正に保護、収容します。
- ・ 家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行い、その事案が再発することのないよう飼い主に対して指導するとともに、悪質な場合は厳正に対処します。
- ・ 飼い主のいない猫を地域で管理する方法に関する助言などの支援を行うとともに、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を検討します。

② 特定動物による人への危害防止

特定動物の飼い主に対して、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止するよう指導します。

③ 狂犬病予防をはじめとする人と動物の共通感染症対策

- ・ 関係団体及び市町と連携し、各種広報媒体を活用して県民に狂犬病予防に関する情報提供を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。
- ・ 鳥類展示施設でのオウム病発生や、乳牛とのふれあい施設での腸管出血性大腸菌 O-157 感染事例等を踏まえ、動物取扱業者だけでなく、県民に対しても人と動物の共通感染症*の予防について啓発します。
- ・ 人と動物の共通感染症に関するモニタリング・調査研究を実施します。

才 他の取組主体の役割

① 県民

- ・ 家庭動物等（特定動物を含む）の飼養にあたっては、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種など関係法令等を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりすることのないよう、適正に管理するよう努めます。
- ・ 飼い主のいない猫を管理する場合は、地域住民の十分な理解の下に、繁殖制限、給餌・給水、排せつ物の処理などを適正に行い、周辺の生活環境に配慮した管理に努めます。

② 動物愛護推進員

県民からの家庭動物等の飼い方や迷惑防止に関する相談に対応します。

③ 動物取扱業者

動物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりすることのないよう、適正に管理します。特に、特定動物については、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止します。

④ 関係団体

- ・ 県に協力し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。

- ・ 獣医師会は、県と連携し、狂犬病に関する情報提供や啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。

⑤ 四日市市、市町

- ・ 県と連携し、各種広報媒体を活用して住民に狂犬病予防に関する情報提供を行うとともに、狂犬病予防の集合注射や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。
- ・ 県と連携し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。

家庭動物等を飼養するにあたっての責任とは

動物愛護管理法において、動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとされています。

また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、名札やマイクロチップ*などの装着により動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。

さらに、平成24年の動物愛護管理法の改正により、動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）や、所有する動物の逸走の防止及び適切な繁殖に係る努力義務が追加されました。

その他、犬の飼い主については、三重県動物の愛護及び管理に関する条例により、飼い犬をけい留しておくことが義務付けられているとともに、狂犬病予防法により、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

猫の飼い主については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準において、疾病の感染防止、不慮の事故防止等、猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、猫の屋内飼養に努めることなどが規定されています。

(4) 所有者明示の推進

ア めざす方向

家庭動物等に所有者明示を行う飼い主が増加しています。

イ 現状と課題

家庭動物等への迷子札の装着やマイクロチップの埋込み、飼い犬への鑑札・注射済票の装着などによる所有者の明示は、盗難や迷子動物の発生を防止するとともに、災害時における逸走動物の所有者の発見に役立ちます。

しかし、所有者明示率はまだ低い状況であることから、所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深め、所有者明示の更なる向上を図る必要があります。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
所有者明示率	犬 19.9%	犬 40%	10年後の国の目標値(72%)を踏まえ、5年間で現状値の倍増をめざします。

エ 県の取組

家庭動物等の所有者明示の実施について、各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて働きかけます。

オ 他の取組主体の役割

① 県民

家庭動物等の飼い主は、飼育している動物に所有者明示を行うよう努めます。

② 動物愛護推進員

県に協力し、所有者明示についての啓発を行います。

③ 関係団体

- ・県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。
- ・獣医師会は、県と連携し、特にマイクロチップの埋込み及び飼い犬の鑑札や注射済票による所有者明示を推進します。

④ 四日市市、市町

県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。特に、集合注射時や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて働きかけます。

(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

ア めざす方向

地域において動物愛護推進員や関係団体が積極的に活動しています。

イ 現状と課題

個人の価値観や生活様式が多様化し、地域社会における人と人の結びつきが希薄になる中、動物に起因する地域内でのトラブルも発生しています。

人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現のためには、地域における動物に起因する問題について、その地域全体で考え、解決に向けて取り組むとともに、地域において動物愛護管理の推進に取り組む人材を育成することが求められています。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
地域における動物愛護推進員の年間総活動回数	一	300回	動物愛護推進員が一人あたり10回程度活動することをめざします。

エ 県の取組

① 動物愛護推進員等の活動への支援

動物愛護推進員や関係団体が、地域において、より活発な活動が行うことができるよう支援します。

② 地域における問題解決の支援

- 市町及び関係団体と連携し、地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言などの支援を行います。
- 市町と連携し、自治会や学校区などの単位で、動物の適正飼養等に関する講習や動物との接し方についての啓発を行います。

③ 動物愛護管理に携わる人材の育成

研修会の開催など、動物愛護管理の推進に取り組む人材の育成に努めます。

オ 他の取組主体の役割

① 県民

地域で発生した動物に起因する問題を地域全体の課題として考え、協力して解決にあたるよう努めます。

② 動物愛護推進員

県と連携し、県民への動物愛護管理に関する普及啓発や繁殖防止措置、適正譲渡等に関する助言を行い、地域における動物に起因する問題の解決を支援します。

③ 関係団体

県に協力し、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。

④ 四日市市、市町

県と連携し、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。

(6) 動物取扱業の適正化

ア めざす方向

動物取扱業者による適正な動物の取扱いが行われています。

イ 現状と課題

飼養管理が不適正な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物愛護管理法の改正により、幼齢の犬や猫の販売・展示の禁止、動物を販売する際の現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業の届出制度の導入など、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

このことから、現行の登録制度の遵守に加え、動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制の着実な運用を図る必要があります。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
動物取扱業者による動物愛護管理法違反件数	0件	0件	動物取扱業者による適正な動物の取扱いを促進し、動物愛護管理法違反件数0件の維持をめざします。

*動物愛護管理法の規定により罰金以上の刑に処せられること。

エ 県の取組

① 動物取扱業への監視指導

動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図ります。

② 動物取扱業者による適正な動物の取扱いの促進

動物取扱責任者研修*において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。

才 他の取組主体の役割

① 県民

動物取扱業の利用にあたっては、動物愛護管理法に基づく登録を受けているかなど、適正な動物の取扱いがなされているか確認するよう努めます。

② 動物取扱業者

動物の取扱い等にあたっては、関係法令等を遵守し、飼養・保管する動物及び飼養施設の適正管理を行います。

③ 四日市市

動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図るとともに、動物取扱責任者研修において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。

動物取扱業の遵守事項とは

○第一種動物取扱業

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で行う場合、「第一種動物取扱業」として都道府県知事等の登録が義務付けられています。代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、動物または飼養施設を有しない場合も、規制の対象になります。

第一種動物取扱業者は、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準を守ることが義務付けられています。特に、犬・猫の販売や販売のための繁殖を行う場合は、「犬猫等販売業者」として、取り扱う犬・猫等の健康や安全を保持するための体制の整備等を記載した「犬猫等健康安全計画」の策定とその遵守、獣医師との連携の確保など追加の義務が課せられます。

○第二種動物取扱業

動物愛護団体の譲渡活動や公園での動物展示など、営利性のない動物の取扱いについても、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを行う場合は、「第二種動物取扱業」として都道府県知事等への届出が必要です。

また、飼養する動物の適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けるとともに、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止等が義務付けられています。

(7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

ア めざす方向

実験動物、産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発が進んでいます。

イ 現状と課題

実験動物の飼養及び科学上の利用にあたっては、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を守り、より透明性を高める必要があります。

また、肉や皮革等を産業に利用するために飼養される産業動物についても、動物の愛護管理に配慮した取扱いが行われる必要があります。

さらに、盲導犬などの身体障害者補助犬*や警察犬のように、さまざまな能力を人のために活用する目的で飼養される使役動物の適正な取扱いについて、周囲の人の理解が十分に得られるよう普及啓発を図る必要があります。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数	一	10回	実験動物等の取扱者等に対し、北勢、中勢、南勢・東紀州の各地域で3回以上、開催することをめざします。

エ 県の取組

- ホームページ等により、実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発を行います。
- 県内の動物実験施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知します。
- 関係部局等と連携し、産業動物を取り扱う関係機関及び飼養者に「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知します。
- 身体障害者補助犬への対応や接し方等への理解を深めるための普及啓発を行います。

才 他の取組主体の役割

① 県民

実験動物、産業動物等への理解を深め、動物の命に対する感謝の心を育みます。

② 関係団体

県に協力し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。

③ 関係機関

- ・ 実験動物を取扱う研究機関は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守した実験の実施に努めます。
- ・ 産業動物の飼養者等は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿った適正な飼養に努めます。

④ 四日市市

県と連携し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。

(8) 災害時対策

ア めざす方向

行政、関係団体等が連携し、動物に関する災害時の危機管理体制が整備されています。

イ 現状と課題

東日本大震災等の経験から、行政が災害時対策をどのように講ずるかは、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物*による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題と認識されています。

とりわけ、被災地に残された動物の救護活動や餌の確保、特定動物の逸走措置などが、行政や獣医師会等の関係団体の連携協力のもとに、迅速、安全かつ適切に行われるよう、あらかじめ災害時の体制を整備しておく必要があります。

県では、災害時の動物救護活動等を円滑に行うため、平成24年4月に獣医師会、(公財)動物愛護管理センター及び三重県の三者間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結しましたが、今後は、市町と獣医師会との協定締結を含め、具体的な危機管理体制について検討する必要があります。

ウ 平成30年度末での行動目標

目標項目	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)	目標値の考え方
獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数	10市町	29市町	すべての市町と獣医師会との協定締結をめざします。

エ 県の取組

① 災害時の危機管理体制の整備

- ・ 災害時の連絡網の整備や多数の動物を飼養する施設や個人の把握を行います。
- ・ 獣医師会等の関係団体と連携し、放浪動物や負傷動物の救護体制を整備します。
- ・ 飼い主責任を基本とした同行避難*を想定し、市町、獣医師会等の関係

団体等との連携により災害時の体制を整備します。

- ・他府県との広域的な連携体制について検討します。

② ペットに関する防災対策の普及啓発

ペット^{*}の飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットに関する防災対策ガイドライン」を策定し、普及に努めます。

③ 災害時対策の拠点

災害時対策の拠点として、動物愛護管理センターを位置付けるとともに、これを活用した関係団体との協力体制を構築します。

才 他の取組主体の役割

① 県民

- ・ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌等のペット用避難用品等の常備に努めます。
- ・避難所においては、指定された場所で管理するなどペットの飼育ルールを守り、ペットを適切に管理するよう努めます。

② 動物愛護推進員

ペットに関する防災対策の普及啓発、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動など、県等が行う災害時対策に協力するよう努めます。

③ 動物取扱業者

災害時における動物の健康と安全を確保するとともに、人への危害を防止するため、平時から従事者の連絡体制や動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じるよう努めます。

④ 関係団体

- ・災害時に救護された放浪動物や負傷動物の飼養管理、一時預かり等の活動に協力するよう努めます。
- ・獣医師会は、行政と連携し、災害時の危機管理体制の整備を行います。

⑤ 関係機関

動物の逸走による人への危害を防止するため、災害時の危機管理体制の整備に努めます。

⑥ 四日市市、市町

- ・ 災害時にペットと同行避難する避難者の受入体制について検討するよう努めます。
- ・ 県と連携し、ペットの防災対策に関する普及啓発を行うとともに、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動などを行います。

第4章 推進体制の整備等

1 推進体制の整備

(1) 現状と課題

本計画を着実に推進していくためには、県民、動物愛護推進員、関係団体などさまざまな主体が個々に活動するとともに、動物愛護管理センターを中心に互いに連携し、基本理念の実現に向けて取り組む必要があります。

また、三重県動物愛護管理推進協議会における意見交換を活発にし、その意見を県の動物愛護管理の取組に反映させる必要があります。

(2) 今後の取組

ア 動物愛護管理センターの機能の充実等

さまざまな主体による動物愛護管理の取組を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等について、具体的な検討を行います。

具体的な検討項目

① 動物愛護管理の普及啓発

動物愛護管理に関する効果的な普及啓発を行うための機能

② 犬・猫の殺処分数の減少

犬・猫の引取り数の減少、犬・猫の返還率及び譲渡率の向上を進めるための機能

③ 災害時対策

災害時のペットの救護活動や飼い主への支援拠点としての機能

④ 県民等との協創

さまざまな主体のネットワーク構築に必要な機能

⑤ 動物愛護管理の取組体制

上記①～④の機能を十分に發揮するための体制

イ 三重県動物愛護管理推進協議会の活性化

三重県動物愛護管理推進協議会における動物愛護管理の取組に関する意見交換を一層活発にします。

2 取組の進捗管理

年度ごとに取り組む内容等を定めた「三重県動物愛護管理推進実施計画」を策定し、進捗管理にあたるとともに、毎年度、目標の達成状況を点検し、次年度の取組に反映させます。

■ 参考資料

1 用語の説明

(1) 動物に関する用語

用語	説明	根拠
動物	哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいいます。本計画では純粋な野生状態の下にある動物は含まれません。	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
家庭動物等	愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいいます。	動物の愛護及び管理に関する法律
愛護動物	牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる、その他人が占有している動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものをいいます。	動物の愛護及び管理に関する法律
特定動物	動物愛護管理条例に基づき指定された、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物をいい、トラやライオンなどの猛獣やニホンザルなどが該当します。これらの動物を飼養又は保管する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要です。	動物の愛護及び管理に関する法律
負傷動物	疾病にかかり、若しくは負傷した状態で、道路、公園、広場その他の公共の場所にいる犬、猫等の動物をいいます。	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
実験動物	実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいいます。	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいいます。	産業動物の飼養及び保管に関する基準
ペット	家庭動物等のうち、同行避難の対象となる犬、猫、ウサギ等の小動物をいいます。	災害時におけるペットの救護対策ガイドライン
放浪動物	何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、けい留されたまま放置された状態のペットも含みます。	災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

(2) その他の用語

●あ行

◇犬・猫の引取り

動物愛護管理法第35条に基づき、飼い主から引取りを求められた飼い犬・飼い猫や飼い主の判明しない犬・猫を都道府県等が引き取ることをいいます。

●か行

◇虐待・遺棄

虐待とは、愛護動物をみだりに苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、充分な餌や水を与えないなどの行為も含まれます。食用にしたり、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいるときなど、正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありませんが、その場合でもできる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

また、遺棄とは、愛護動物を捨てることであり、この行為は動物を危険にさらし、飢えなどの苦痛を与えるばかりでなく、人に危害や迷惑を及ぼす場合もあります。

愛護動物を虐待したり遺棄することは犯罪であり、違反すると、懲役や罰金の対象となります。

【動物愛護管理法第44条】

○愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者

→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

○愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者

→100万円以下の罰金

○愛護動物を遺棄した者

→100万円以下の罰金

◇けい留

飼い犬が逃げたり、人の生命等に危害を加えたりすることがないように、柵、檻、その他の囲いの中で飼養・保管し、又は綱、鎖等でつないでおくことをいいます。

警察犬、狩猟犬、盲導犬等の使役犬をその目的のために使用する場合などを除き、飼い犬をけい留しておかなければならないことが三重県動物の愛護及び管理に関する条例で定められています。

◇公益財団法人三重県動物愛護管理センター

昭和 51 年に三重県の 100% 出資で設立された公益法人で、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく犬等の保護や犬・猫の処分業務（譲渡を含む）の他に、動物愛護教室等の開催などの動物愛護管理業務を行っています。

平成 25 年 4 月に「財団法人三重県小動物施設管理公社」から「公益財団法人三重県動物愛護管理センター」に移行しました。

◇公示

行政機関等が一定の事柄を一般に広く知らせることをいいます。保健所では、保護した犬や引取りを行った飼い主の判明しない犬・猫の情報（種類や毛色、保護した日時や場所等）を掲示するとともに、平成 21 年 6 月から保護した犬の情報と写真を（公財）動物愛護管理センターのホームページに掲載（インターネット公示）し、飼い主への返還率の向上に努めています。

● さ行

◇飼養及び保管に関する基準

動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するため、動物愛護管理法に基づき定められた基準をいいます。畜産動物、実験動物、家庭動物、展示動物のそれぞれについて定められています。

○実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

実験動物の取扱いの基本的考え方である「3R の原則」等に配慮するように努めることなどが定められています。

○産業動物の飼養及び保管に関する基準

産業動物の衛生管理や安全の保持、導入・輸送に当たっての配慮、危害防止、生活環境の保全等に関する事項が定められています。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

家庭動物等の健康や安全の保持、繁殖制限、逸走防止等に関する事項の他、学校、福祉施設等における動物の飼養・保管に関する事項が定められています。

○展示動物の飼養及び保管に関する基準

動物園、ペットショップ等において、展示、ふれあい、販売等を目的として飼養されている動物の健康や安全の保持、危害等の防止、輸送時の取扱い等に関する事項が定められています。

◇譲渡

保健所に保護・収容された犬や猫を、飼い主以外の飼養を希望する方に飼養してもらうことをいいます。

◇所有者明示

飼い主の氏名や連絡先を記した首輪、迷子札、マイクロチップ、脚環等により、動物の所有者を明らかにすることをいいます。動物愛護管理法により、動物の飼い主の努力義務として定められているとともに、特定動物については、原則としてマイクロチップの装着が義務付けられています。

また、飼い犬については、狂犬病予防法により、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。

◇身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）で規定する、盲導犬、聴導犬、介助犬をいいます。この法律は、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障がい者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、身体障害者補助犬の訓練や施設等における身体障害者補助犬の同伴、身体障害者補助犬の取扱い等について規定しています。

●た行

◇適正飼養

動物愛護管理法などの関係法令等を遵守し、動物を適正に飼養することをいいます。

◇同行避難

災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

◇動物愛護管理

動物の愛護及び管理をいいます。

動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまらず、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることです。

動物の管理とは、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適正に管理することです。動物を適正に管理するためには、動物のけい留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止など、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がありますが、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び保管を適正に行うことが求められます。

◇動物愛護推進員

動物愛護管理法に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから都道府県知事等が委嘱します。動物愛護推進員の活動として、動物の愛護と適正飼養の重要性について住民の理解を深めること、犬、猫等の繁殖制

限や譲渡の支援、災害時における犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策を含め、国又は都道府県等が行う施策への協力を行うことが規定されています。

三重県における動物愛護推進員は31名です（平成25年3月31日現在）。

◇動物愛護週間

命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての关心と理解を、ひろく国民の間に深めるようするため、9月20日から同月26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう動物愛護管理法に規定されています。

◇動物取扱業者

業として動物を取り扱う者をいい、第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に分けられます。

営利を目的に、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあつせん、譲受飼養を業として行う場合、第一種動物取扱業として都道府県知事等の登録が義務付けられています。登録は事業所ごとに行い、各事業所に動物取扱責任者の設置が必要です。

動物愛護団体の譲渡活動や公園での動物展示など、飼養施設を有する営利性のない動物の取扱いは、第二種動物取扱業として都道府県知事等への届出が義務付けられています。

◇動物取扱責任者研修

都道府県知事が行う、動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修です。動物取扱責任者は、業務を適正に営むために必要な知識や技術に関し、一定の資格要件を満す者である必要があり、動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講することが動物愛護管理法で義務付けられています。

◇と畜場

牛、馬、豚、めん羊、山羊を食用のためにと殺、解体する施設で、と畜場法（昭和28年法律第114号）により、衛生管理や、衛生管理責任者や作業衛生責任者の設置、食肉衛生検査所のと畜検査員（獣医師の免許を持つ都道府県等の職員）による検査等が義務付けられています。施設の一般名称は「食肉センター」などとするところが多くなっています。

●は行

◇繁殖制限

去勢・不妊手術の実施や雌雄を分けて飼養することにより、動物の繁殖を制限することをいい、動物愛護管理法により、動物の飼い主の努力義務として定められています。飼っている動物が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境の確保や終生飼養又は適切な譲渡が飼い主の責任において可能である場合を除き、原則として、繁殖制限を行う必要があります。

◇人と動物の共通感染症

狂犬病、オウム病（主にオウムなどの愛玩用の鳥からヒトに感染し、肺炎などの気道感染症を起こす病気）、腸管出血性大腸菌 O-157 感染症など、動物から人、人から動物に感染が成立する病気の総称です。人獣共通感染症、動物由来感染症、ズーノーシスともいいますが、動物愛護管理法では、動物から人への感染と同様、人から動物へ感染する疾病にも注意を払い、動物の健康と安全を確保すべきとの観点から、「人と動物の共通感染症」と表記しています。

◇返還

保健所に保護・収容された犬や猫を、飼い主の元に戻すことをいいます。

◇保健所政令市

地方公共団体のうち、地域保健法の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市、および政令で定める市のことといいます。

三重県では、四日市市が平成 20 年 4 月 1 日に保健所政令市となりました。

●ま行

◇マイクロチップ

直径 2mm、長さ 12mm 程度の生体適合ガラスに覆われた円筒形の電子標識器具で、体に直接埋め込んで使用します。マイクロチップには 15 桁の番号が記録されており、専用の読み取り器（リーダー）で読み取ることができます。

一度体内に埋め込むと、首輪や名札のように外れて落ちたりする心配が少なく、安全性の高い動物の所有者明示の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。

◇三重県動物愛護管理推進協議会

動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動の支援等について意見をいただくため、動物愛護管理法第 39 条に基づき、平成 20 年 12 月に設立した協議会で、獣医師会、（公財）動物愛護管理センター等の関係団体、学識経験者、関係行政機関で構成されています。

●や行

◇抑留期間

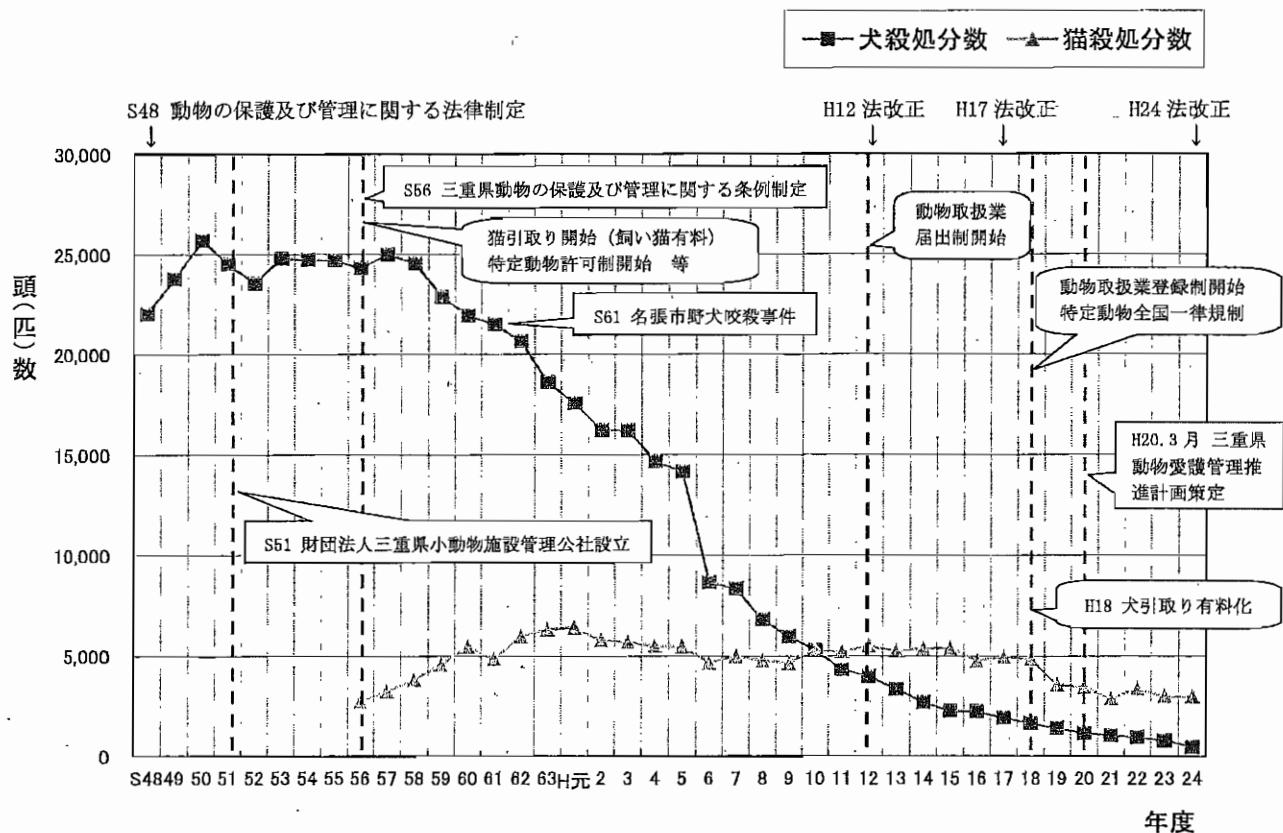
保護した犬や引取りを行った飼い主の判明しない犬・猫を、保健所の動物舎に留めておく期間をいいます。県では、犬・猫の情報を掲示した翌日を公示 1 日目とし、公示期間終了後、猶予日を 1 日設けており、この期間が抑留期間となります。狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく公示期間は 2 日間となっていますが、公示期間及び抑留期間を延長することなどにより、飼い主への返還率の向上に努めています。

2 統計資料

(1) 犬・猫の殺処分数の推移（昭和48～平成24年度）

犬の殺処分数は、年々減少し、昭和50年度には25,704頭であった殺処分数は、平成24年度には474頭となり、500頭を下回りました。

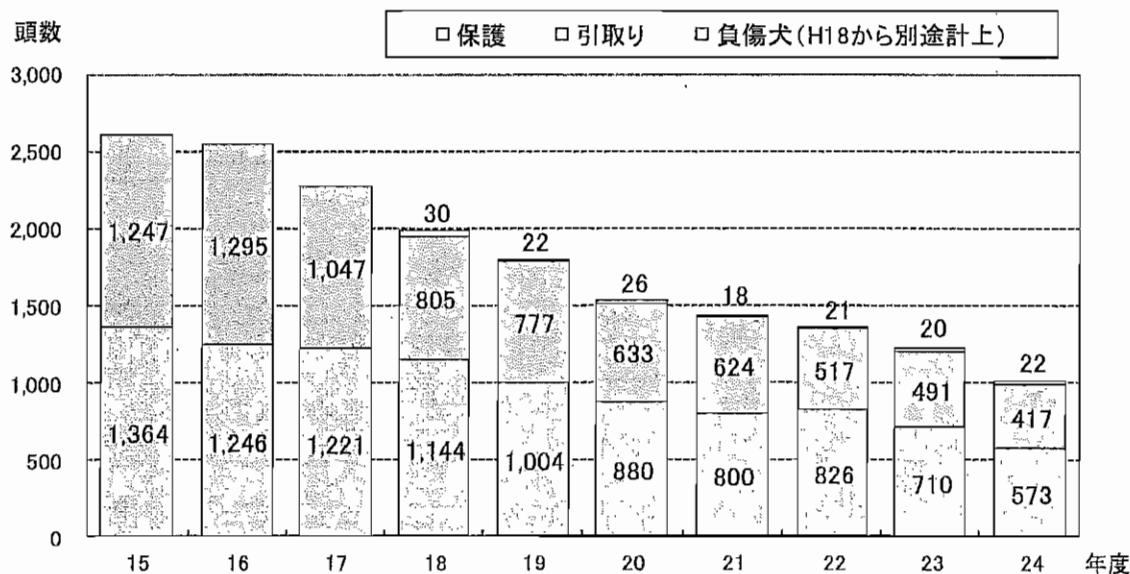
猫の殺処分数についても、徐々に減少し、平成元年度に6,441匹であった殺処分数は、平成24年度には2,978匹と3,000匹を下回りました。



(2) 犬・猫の収容状況の推移(平成15~24年度)

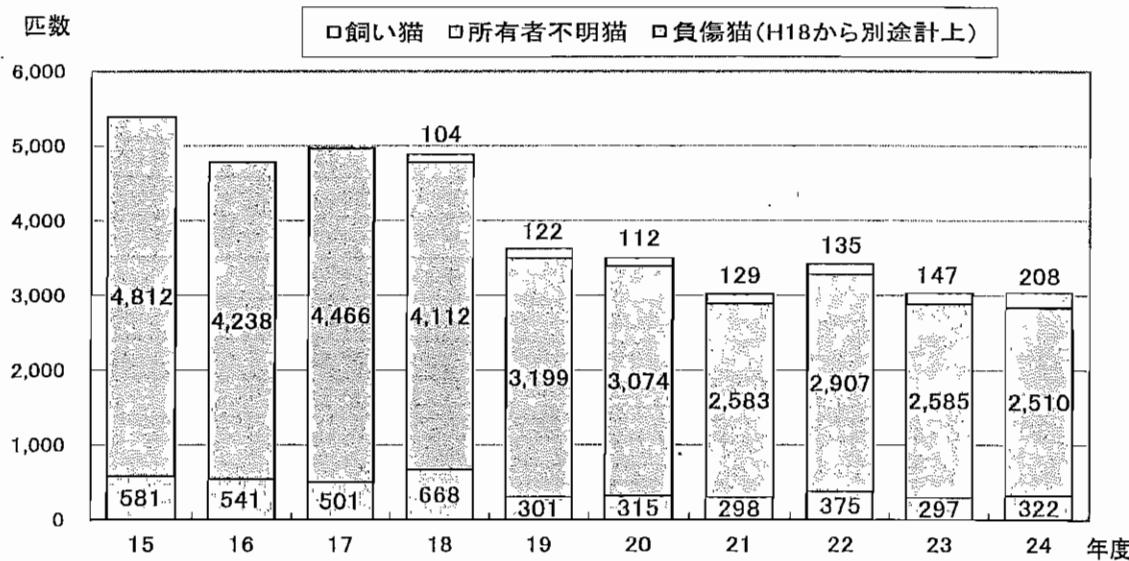
ア 犬の収容状況

平成15年度からの10年間で、2,611頭であった犬の収容数は1,012頭と40%以下になりました。以前は、保護した犬が大半を占めていましたが、過去10年では飼い主等から引き取った犬が半数近くを占めています。



イ 猫の収容状況

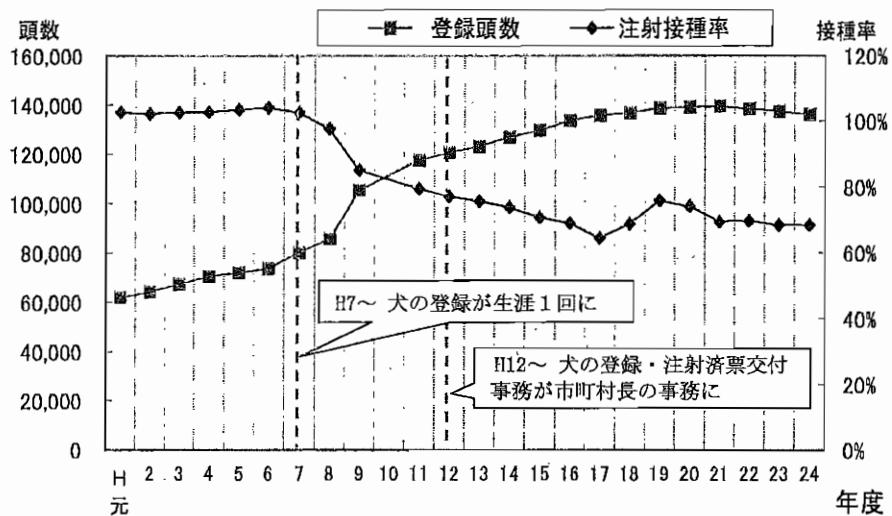
平成15年度からの10年間で、5,393匹であった猫の収容数は3,040匹と60%以下になりました。収容される猫の大半が所有者不明の猫であり、その多くが子猫です。



(3) 犬の登録数と狂犬病予防接種率の推移（平成1～24年度）

犬の登録数は、平成22年度に減少に転じ、その後は横ばいの状況です。平成23年度の人口及び世帯当たりの犬登録数は、全都道府県の中で1位となっています。

狂犬病予防注射の接種率については、平成18年にフィリピン滞在中に犬に咬まれた日本人が帰国後に狂犬病を発症した事例を受け、平成19年度に75.9%まで上昇しましたが、その後は減少し、横ばいの状態にあります。



(4) 動物取扱業者数（平成25年3月31日現在）

動物取扱業 総業者数	動物取扱業登録業種別内訳					
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	業種別内訳計
633	411	312	16	50	34	823

(5) 特定動物の飼養頭数（平成25年3月31日現在）

綱	目	科	動物名	飼育頭数
哺乳綱	食肉目	イヌ科	セグロジャッカル	1
		ネコ科	ピューマ・カラカル	2
		クマ科	ライオン・トラ・ジャガー	3
	霊長目	ヒト科	ツキノワグマ・ウマグマ等	4
		オマキザル科	チンパンジー	1
		オナガザル科	クモザル	3
			ニホンザル	47
			マントヒビ	3
爬虫綱	ワニ目	アリゲーター科	ミシシッピワニ等	5
	かめ目	かみつきがめ科	ワニガメ	16
	とかげ目	ボア科	ボアコンストリクター	2
計				87